

人権café Vol.4



民医連新聞発行所 全日本民主医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL https://www.min-iren.gr.jp/

監修/明日の自由を守る若手弁護士会

「力湧く夏」古市悠二(東京都) ネットワークゆめ工房

Welcome!

人権についての考え方の歴史的進歩に伴い、「障害」のある人のとらえ方は保護の対象から権利の主体へ発展してきました。かつて世界人権宣言がつけられた頃は、何らかの機能障害がある人は社会のなかで保護されるべきであり、それが障害者の権利だという見方が一般的でした。

しかし、多様性を認めあい、すべての人が等しく尊重されるために問題なのは、障害者が生きていくうえで様々な制限を受けてしまうような社会のあり方こそが「障害」(バリア)だという認識が広がっています。

社会的障害(バリア)や差別をなくすことが、いのちの尊厳を守り、すべての人の平等を実現することにつながります。



全日本民医連HPに
関連情報を掲載



シリーズ//

医療 介護の現場で考える人権



目に見える障害でも不理解や差別などたくさん苦しみがあります。ADHD、学習症など見た目にはわからない発達症は保護者の責任にされたり、本人の怠慢と誤解されたり、周囲の理解を得ることに非常に厚い壁を感じます。診断は適切な療育や支援を受けるためです。私はその名に、当事者や家族たちの社会運動と医学の進歩の中で勝ち取られた生きる権利が込められていると感じます。これからも誰のための診断なのかということをお断りし、大切に診療したいと思えます。

民医連HP

コロナの影響もあってか不登校や心身症が増え、新規相談が後を絶ちません。ベースに発達症や知的障害を持つ子どもが多いのですが、そこでまず初めに行うのは「診断」です。お薬を処方するため、知的障害や精神の手帳がとれない時にデイサービスなどを利用するため、園や学校に理解してもらうためにもとても重要な仕事のひとつです。しかし、それが本人や家族にとって助けになることもあれば、憤慨されることもあります。特に「障害」という言葉は思っている以上のインパクトがあり、今では発達障害も神経発達症と改名されました。

小児の発達症や知的障害の診断を通して
医療法人 名南会 名南病院
小児科医 吉岡 毛モ

障がい児支援の分野では、知的・発達に遅れのある子どもが保育園などへの入園を障がいがあるという理由で断られるケースがいまだにあります。学童期では特別支援学級を希望しても入学が難しいと判断されてしまう場合もあります。また特別支援学校は、校舎の老朽化にもかかわらず、建て替えもしてもらえない状況です。入学希望も増えており、全国では教室の確保が困難になっています。成人期になると就労と親亡き後の生活という大きな課題に直面します。公的機関・企業では法定雇用率を守らなければなりません。現実には、障がいのある方たちが一般就労することは非常に困難な社会です。就職できたとしても定着が難しい状況です。社会資源としてのグループホームは不足、入所施設は常に満床で入れない状況です。このように障害者差別解消法の施行以降も障がいのある方たちは、障がいがあるという理由で社会から排除されているのです。私たちは、地域の方たちと共にその人がその人らしく、あたりまえの生活を送ることのできる環境づくりへ貢献できるように実践しています。

民医連HP

人が人として幸せに生きるために
社会福祉法人 宮城厚生福祉会
障がい児者サポートセンターとして 施設長 小山 洋之



人権基礎講座

4

人権の国際条約



Q.7

人権条約はどんな意味があるのでしょうか？

条約というのは、国と国との法的な約束です。人権に関する条約は主に国連でつくられますが、ILO(国際労働機関)やユネスコ(国連教育科学文化機関)などでもつくられています。宣言やガイドラインなどと違って、国に対して法的にしばる力(法的拘束力)があります。国が条約に参加する(締約)には条約の内容を確かめて、加わる手続きを行う(批准)が必要で、締約国になるということは、政府がその条約に盛り込まれている権利を国民に保障することを、国際社会に約束するという意味があります。

ところで、日本の法制度のなかで、条約はどう位置づけられているのでしょうか。日本国憲法第98条は、憲法を国の最高法規としたうえで、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めています。条例は序列としては、憲法の次であり、法律よりも上位にあるとされています。つまり人権条約に加わると、その条約の趣旨にあわない法律や条例などがあれば、改正しなければならないということです。

これまでも日本では、参加した国際条約の内容をふまえて、女性や障害者の人権を保障する国内の法律を改正(充実)したり、新たな法律の制定が行われた経過があります。



Q.8

国際人権規約ってどんな内容ですか？

世界人権宣言の採択後、国連では各国に人権保障を法的に義務付けようと、1966年に国際人権規約が採択されました。「社会権規約(A規約)」と「自由権規約(B規約)」の2つで構成されています。国際人権規約は、世界人権宣言より詳細で広範囲の人権が定められています。ちなみに社会権規約12条では「すべての者が到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利」が定められていて、WHO(世界保健機関)の方針の土台となったり、日本国憲法の生存権の実現を目指す取り組みの力になっています。

大きな特徴として挙げたいのは、社会権規約と自由権規約の共通の第1条として民族自決権が定められている点です。多くの発展途上国が、大国による植民地支配を受け、奴隷貿易や搾取など数々の人権侵害に苦しみました。それを踏まえ、「すべての人民は、自決の権利を有する」とし、あらゆる人権保障の前提として掲げられたのです。

人権条約の発展、そして日本の態度は…?

<つづく>

社会権

自由権